

所沢市ボランティア連絡協議会会則

第1章 総則

(名称及び所在地)

第 1 条 本会は「所沢ボランティア連絡協議会」(略称 V 連)と称し、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第 2 条 本会の目的は次の通りとする。

- 1、ボランティア間の情報交換と、相互理解を深める。
- 2、共通課題への取り組みを通じて、協力体制の確立を図り、活動に広がりを求める。

(会員)

第 3 条 本会は、主として所沢市内にてボランティア活動をしているグループ及び個人で組織する。

(運営委員)

第 4 条 前条会員の内より運営委員を選出し、運営委員会を構成する。選出については現運営委員会で協議するが、自薦、他薦を考慮して選出する。

第 5 条 運営委員の任期は2年間として再任を妨げない。

第2章 事業活動

(事業の内容)

第 6 条 本会は、第2条の目的を達するために、次の事業を行う。

- 1、懇談会
- 2、研修会
- 3、広報活動
- 4、相談窓口
- 5、その他一必要な活動

第3章 役員

(役員)

第 7 条 本会に次の役員を置く。

- 1、会長—1名
- 2、副会長—2名
- 3、書記—2名
- 4、会計—2名

(役員の選出)

第 8 条 本会の会長・副会長・書記・会計は運営委員会において委員の互選にて選出し、総会の承認を得るものとする。

(役員の任務)

第 9 条 本会の役員の任務は次の通りとする。

- 1、会長は本会の代表として、総会、運営委員会を招集し、会の目的達成のために活動する。
- 2、副会長は会長を補佐し、会長の不在の時に会務を代行する。
- 3、書記は会議の議事録を残し、会員に報告する。
- 4、会計は会の会計をまとめて、総会で報告する。

(役員の任期)

第10条 本会の役員の任期は2年間とする。但し、再任を妨げない。役員に欠員が生じた場合は前任者の残任期間を任期とする。

第4章 会議

(会議の種類と構成)

第11条 本会の会議は次の通りとする。

- 1、総会
- 2、運営委員会
- 3、代表者会議

第12条 総会は全会員で構成し、本会の最高議決機関とする。

総会開催は年1回会長が招集する。

但し、会員の要請があった場合、運営委員会で協議の上必要と認められた案件で、会長は臨時総会を招集出来る。

1、事業・決算報告及び次年度の事業・予算・人事案件の議決を行う。

2、総会の議長は会員より選出し、会長が委託する。

3、総会の議決は出席人数の過半数賛成とし可否同数の場合、議長が採決する。

第13条 運営委員会は総会に次ぐ議決機関で、役員を含めた運営委員で構成し、次の事項を協議する。

1、会の運営に必要な一切の事項。

2、会議議決する場合は出席者の過半数賛成とし賛否同数の場合、会長が採決する。

第14条 代表者会議は会長が招集し、会員が所属する団体の代表者（代理可）、個人会員で構成して会の事業の推進と会員の意見を反映することを目的とする。

第5章 会計

第15条 本会の運営は、会費・助成金・寄付金とする。

第16条 会費は1グループ、及び個人として1ヶ年一金1,000円とする。

第17条 本会の会計年度は4月1日より、翌年の3月31日までの1年間とする。

第6章 監査

第18条 本会に会計監査2名を置く。

第19条 会計監査は運営委員会で運営委員以外の会員より選出して、総会の承認を得る。

第20条 会計監査の任期は2年間とする。

第21条 会計監査は会の会計が適切に処理されているか、監査して総会で報告する。

第7章 付記

第22条 本会則は平成4年5月26日より実施する。

第23条 本会則の改正は総会の議決で承認される。

付記～

平成9年 5月19日一部改正され同日施行。

平成12年 4月17日一部改正され同日施行。

平成13年 4月16日一部改正され同日施行。

平成23年11月24日一部改正され同日施行。

平成29年4月17日一部改正され同日施行

平成30年4月16日一部改正され同日施行

令和4年4月18日一部改正され同日施行